

令和4年八千代市農業委員会

第5回総会議事録

八千代市農業委員会

◆令和4年八千代市農業委員会第5回総会議事日程

開催日時	令和4年5月6日（金）午後1時30分～午後2時36分
開催場所	八千代市役所旧館4階 第1委員会室
日程第1	議事録署名人の選任
日程第2	議案上程（議案第1号～第6号，報告第1号～第3号）
日程第3	議案審議及び採決

◆議 題

議案第1号	農地法第4条の件（県許可分）
議案第2号	農地法第5条の件（県許可分）
議案第3号	農用地利用集積計画審議の件（農業経営基盤強化促進法）
議案第4号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件
議案第5号	八千代市農業委員会活動の点検・評価及び最適化活動の目標の設定の件
議案第6号	八千代市環境審議会委員の選任
報告第1号	会長決裁事項の報告 農地法第18条の件
報告第2号	事務局長専決事項の報告 農地法第4条届出書の件
報告第3号	事務局長専決事項の報告 農地法第5条届出書の件

◆出席農業委員（13名）

1 市川和彦	3 島村隼人	4 鈴木正範
5 安原清	6 將司実	7 加茂太郎
8 佐藤孝之	9 花島淳	10 立石勝則
11 稲垣哲也	12 間野恵一	13 齋藤孝一
14 小名木伸雄		

（欠席委員：2 黒崎玲子）

◆出席農地利用最適化推進委員（13名）

1 黒澤京子	2 小林正樹	3 立石猛
4 綱島和朗	5 吉橋清一	6 鈴木美登
7 志田啓佑	8 戸田真一	9 長岡勇
10 立石秀夫	11 中基保美	12 今井茂
13 櫻井正浩		

◆事務局（5名）

局長 村田 順儀	次長 小林 直樹	主任主事 樽見 侑樹
主事 柳田 惇	主事 花田 夏菜	

◆公開・非公開の別 公開

◆傍聴人 0名（定員3名）

◆総会議事録

議長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>議事に入る前に私から1点申し上げます。新型コロナウイルス感染症予防対策として、会議中、委員の皆さんはマスクを着用していただき、発言する際は着座にてお願いします。</p> <p>なお、パーテーションを設置しているため、採決や発言の際の挙手は、手をまっすぐ上げてくださいますようご協力をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>ただ今出席されております、農業委員は14名中、13名、推進委員は13名中13名です。農業委員定数の過半数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和4年八千代市農業委員会第5回総会は成立いたしました。</p>
議長	<p>ただ今から開会します。</p> <p>日程第1、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議事録署名人は議長において指名することに、異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p>
議長	<p>異議なしと認め、指名します。</p> <p>6番 将司委員，7番 加茂委員，両委員をお願いします。</p>
議長	<p>日程第2、議案第1号から議案第6号及び報告第1号から報告第3号をもって、本日の議題とします。</p> <p>この際、お手元に配付してあります文書により、朗読は省略しますので、ご了承願います。</p>
議長	<p>日程第3、これより議案の審議及び採決を行います。</p> <p>議案の審議及び採決は、議案第1号より逐次行います。</p>
議長	<p>議案第1号 農地法第4条の件，県許可分，申請番号1番について，申請人にお越しいただいておりますので，入室願います。</p> <p>【申請人入室】</p>

議長	申請人の方でよろしいですか。
申請人	はい。
議長	申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 始めに、事務局より概要の説明を願います。
次長	議案朗読
局長	<p>本件は、4月26日、地区担当の島村委員、立石猛推進委員と5月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図1ページをご覧ください。米本下宿東の畑1筆で、米本稲荷神社の南東約500メートルに位置しています。土地利用計画図は次の2ページを併せてご覧ください。</p> <p>申請理由は、申請人は現在、市内で親世帯と同居していますが、現在の住宅では手狭なため、申請地に分家住宅を建設したいとするものです。</p> <p>土地の選定理由は、隣接農地の耕作がしやすいこと、親族の家が近いことなどの利便性の良さから選定したとのことです。</p> <p>始めに、転用許可基準である立地基準は、農地区分について、当該地は農用地ではありませんが、農地の集団規模が10ヘクタールを超えることから、第1種農地と判断される土地です。第1種農地は、原則、転用の許可をすることができませんが、既存集落に接続し、設置される住宅であれば許可できるものとされています。</p> <p>もう一つの転用許可基準である一般基準は、申請目的実現の確実性として、転用行為に必要な資力は、残高証明書及び融資証明書で確認しています。転用行為の妨げとなる権利の有無は、当該地に借受人はいません。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障は、隣接に農地がありますが、隣地との境界にはコンクリートブロック及びアルミフェンスを設置し、土砂等の流出を防止すること、上水道は市営水道より給水すること、雨水及び汚水は敷地内の浸透枳及び合併浄化槽によりそれぞれ処理し、オーバーフロー分を既設の側溝へ放流すること、工事中は、近隣に迷惑がかからないよう、工事中は注意の立看板を建て、事故のないよう十分に注意することをそれぞれ確認しております。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしています。説明は以上です。</p>
議長	続いて、担当委員の意見を求めます。

島村委員	<p>3番 島村委員どうぞ。</p> <p>3番 島村です。</p> <p>去る4月26日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は農地として、適切に管理されておりました。</p> <p>また、先ほど事務局から説明があったとおり、近隣の農地以外の土地で検討した結果、申請地でなければ転用目的が果たせないため、転用については止むを得ないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>11番 稲垣委員，どうぞ。</p>
稲垣委員	<p>11番 稲垣です。土地利用計画図を見ると、農業用倉庫とありますが、この倉庫はどのようなものを収納して、どのように利用される予定なのか教えてください。</p>
申請人	<p>近隣で農業をしているのですが、トラクターや農業用資材などがたくさんありまして、雨ざらしにできないものが多いので、そういった物を収納する予定です。</p>
議長	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>ご苦勞様でした。</p> <p>申請人は退室してください。</p> <p>【申請人退室】</p>
議長	<p>議事を進めます。</p> <p>これより議案第1号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>

議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第1号について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第1号については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。</p>
議長	<p>議案第2号 農地法第5条の件、県許可分、本件は全部で2件ありますが、2件は関連する案件であるため、一括して説明、審議及び採決を行います。申請番号1番及び2番について、申請代理人にお越しいただいていますので、入室願います。</p> <p>【申請代理人入室】</p>
議長	<p>申請代理人の方でよろしいですか。</p>
申請代理人	<p>はい。</p>
議長	<p>申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 始めに、事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>本件は、4月26日、地区担当の島村委員、立石猛推進委員と5月の現地調査班で調査を行いました。 場所は、案内図3ページをご覧ください。米本赤作の畑6筆で、市立阿蘇米本学園の西約100メートルに位置しています。土地利用計画図は次の4ページを併せてご覧ください。 申請理由は、譲受人は現在、申請地の隣接地で事務所を構え、通信機器のリサイクルや産業廃棄物の収集等を行っていますが、その資材置場として賃借していた千葉市花見川区の資材置場が契約満了により返還するため、事務所の隣接地を新たな資材置場として利用したいとするものです。</p>

	<p>始めに、転用許可基準である立地基準は、農地区分について、当該地は、農用地ではないこと、また、農地の集団規模が10ヘクタール未満であること、市街地化の傾向が著しい宅地区域ではないことから、第1種及び第3種農地にも該当しないため、第2種農地と判断される土地です。第2種農地は許可基準について、土地の代替性が問われますが、提出された申請書を確認したところ、自己所有地等において、計画施設の条件に適した土地がなく、他の用地では転用目的が達成できないことを確認しています。</p> <p>もう一つの転用許可基準である一般基準は、申請目的実現の確実性として、転用行為に必要な資力は、残高証明書で確認しています。転用行為の妨げとなる権利の有無は、当該地に借受人はいません。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障は、隣接に農地はありませんが、工事中は仮囲いをし、土砂等の流出を防止すること、雨水は、敷地内に浸透枮を設け、敷地内に浸透させること、工事中は、現場管理者を設置し、歩行者の安全誘導を行い、安全に配慮することをそれぞれ確認しております。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>3番 島村委員どうぞ。</p>
島村委員	<p>3番 島村です。</p> <p>去る4月26日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は農地として、適切に管理されておりました。</p> <p>また、先ほど事務局から説明があったとおり、近隣の農地以外の土地で検討した結果、申請地でなければ転用目的が果たせないため、転用については止むを得ないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>12番 間野委員どうぞ。</p>
間野委員	<p>12番 間野です。資材置場ということで、案内図を見ると、近隣に民家があるようですが、事業活動に伴い、騒音等は発生しないのでしょうか。</p>
申請代理人	<p>現在、申請地の隣接地で同様な資材置場をやらせてもらっていただいております。近隣の方から騒音等の苦情は届いていません。また、これから申請</p>

	<p>地で造成を行うにあたり、お声掛けはさせていただき予定ですが。もちろん近隣のご迷惑にならないよう最大限の配慮をしながら事業をやらせていただきます。</p>
間野委員	<p>事業というのは具体的にどのようなことをやるのでしょうか。</p>
申請代理人	<p>廃電車の解体などを行っています。</p>
間野委員	<p>廃電車を解体した部品などの販売もやっているのですか。</p>
申請代理人	<p>販売はやっていません。</p>
議長	<p>間野委員、よろしいですか。</p>
間野委員	<p>はい。</p>
議長	<p>ほかに質疑ありませんか。 それでは私から一点お聞きします。今回、お二人から農地を借りるということですが、このお二人は親族なのでしょうか。</p>
申請代理人	<p>親族ではありません。</p>
議長	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>【質疑なしの声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦勞様でした。 申請代理人は退室してください。</p> <p>【申請代理人退室】</p>
議長	<p>議事を進めます。 これより、議案第2号の1番及び2番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>

議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第2号の1番及び2番について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第2号の1番及び2番については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。</p>
議長	<p>議案第3号 農用地利用集積計画審議の件、本件は全部で2件ありますが、申請番号2番は申請人にお越しいただいております。 このため、先に申請番号2番で審議・採決を行い、次に申請番号1番の審議・採決を行います。 それでは、まず申請番号2番について、審議・採決を行います。 申請番号2番の申請人は入室願います。</p> <p>【申請人入室】</p>
議長	<p>申請人の方でよろしいですか。</p>
申請人	<p>はい。</p>
議長	<p>申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読（2番）</p>
局長	<p>右上に「参考案内図1-2」との記載があります、令和4年第5回総会議案第3号案内図1-2ページをご覧ください。 本件の場所は麦丸金塚向の畑4筆で、JA八千代市本店の北約250メートルから400メートルにそれぞれ位置しています。 借人は新規就農者で、申請理由は、賃貸借権の新規設定で期間は3年です。 貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p>

	<p>賃料は、年間32,000円です。</p> <p>利用集積計画要件の「全部効率利用要件」について、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」について、従事日数は250日を予定しており、150日以上を満たしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>13番 齋藤委員どうぞ。</p>
齋藤委員	<p>13番 齋藤です。</p> <p>営農計画書を見せていただいて、4番の「生産物の処理方法、出荷先」のところで「船ベジ」と書かれているのですが、これは、こういった所でしょうか。</p>
申請人	<p>船橋市にある直売所なのですが、昨年までは、「味菜畑(あじさいばたけ)」という名前だったのですが、所有者が変わって「フナベジ」という名前に変わったと聞いております。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>7番 志田推進委員、どうぞ。</p>
志田推進委員	<p>7番 志田です。</p> <p>年間作付計画で作付時期が4月から10月頃書かれています。7か月で210日間程度と推定されますが、従事延べ日数が250日と記載されていて、少し開きがあるように思うのですが、どういうことでしょうか。</p>
申請人	<p>あくまで植え付ける期間が10月頃までで、収穫は年を越しますので従事日数としては250日くらいを予定しています。</p>
志田推進委員	<p>1月頃まで農作業をやるということでしょうか。</p>
申請人	<p>はい、そうです。</p>
志田推進委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>

議長	他に質疑ありませんか。 1 番 市川委員，どうぞ。
市川委員	1 番 市川です。現住所は船橋市の湊町ということで，往來に時間がかかると思うのですが，将来的に八千代市に引っ越すということも考えていらっしゃるのでしょうか。
申請人	できれば，引っ越したいと考えているのですが，なかなか良い物件が見つからないので，しばらく通いで行いたいと考えています。渋滞しなければ車で30分から40分くらいです。
議長	他に質疑ありませんか。 1 2 番 今井推進委員どうぞ。
今井推進委員	1 2 番 今井です。営農計画書に生産収益が記載されていますが，専業でやられる予定ですか，それとも兼業ですか。
申請人	まだ年金は出ていませんが退職しておりまして，専業でやりたいと考えており，将来的にはもう少し稼げるようになればと思っております。
今井推進委員	ご家族は新規に農業をやることに納得されているのでしょうか。
申請人	子どもは既に独立しておりまして，夫婦2人暮らしですが，妻は私が一人でやるのは構わないと言っております。
議長	他に質疑ありませんか。 私から質問させていただきます。 現在おいくつでしょうか。
申請人	62歳です。
議長	八千代市内の農家で研修されたと伺っておりますが，何年くらいですか。
申請人	60歳で退職した後，東金市の県立農業大学校に1年間通っていたのですが，その間に八千代市内の農家を紹介されまして，去年の6月から現在まで研修員というかたちでやらせていただいております。

議長	今後は、お一人で農業をやる予定ですか。
申請人	今のところは一人でやる予定です。
議長	ほかに質疑ありませんか。 【質疑なしの声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦勞様でした。 申請人は退室してください。 【申請人退室】
議長	議事を進めます。 これより、議案第3号2番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。 【討論なしの声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第3号2番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【挙手】
議長	挙手、全員であります。 よって、議案第3号2番については、原案のとおり承認することに決定しました。
議長	次に、申請番号1番について、審議・採決を行います。 事務局より概要の説明を願います。
次長	議案朗読（1番）
局長	右上に「参考案内図1-1」と記載されております参考案内図1-1ペ

	<p>ージをお開きください。</p> <p>場所は、平戸後旧前の田1筆で、平戸橋の北約250メートルに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は、賃貸借権の再設定で、期間は3年です。</p> <p>貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は10アール当たり米1俵です。</p> <p>利用集積計画要件の「全部効率利用要件」について、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」について、従事日数は300日となっており、150日以上を満たしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第3号1番について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第3号1番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
<p>議長</p>	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第3号1番については、原案のとおり承認することに決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件、事務局より概要の説明を願います。</p>

次長	議案朗読（1番）
局長	<p>本件は、4月26日、地区担当の島村委員、立石猛推進委員と5月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>相続人の納税猶予が20年の満了を迎えるため、その利用状況の確認を行ったものです。</p> <p>場所は、案内図の5ページ、6ページをご覧ください。</p> <p>調査の結果、農地としてそれぞれ適正に管理されていまして、利用状況について議案書の回答のとおり、税務署に報告したいとするものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>3番 立石猛推進委員どうぞ。</p>
立石(猛) 推進委員	<p>3番の立石です。</p> <p>去る4月26日に現地調査等により確認を行いました。</p> <p>対象の特例農地は適正に管理されておりました。納税猶予の20年の満了を迎えるにあたって特段問題ないと思われまます。</p> <p>委員の皆さまのご審議、よろしくお願ひいたします。</p>
次長	議案朗読（2番）
局長	<p>本件は、4月26日、地区担当の志田推進委員と5月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>相続人の納税猶予が20年の満了を迎えるため、その利用状況の確認を行ったものです。</p> <p>場所は、案内図の7ページをご覧ください。</p> <p>調査の結果、農地としてそれぞれ適正に管理されていまして、利用状況について議案書の回答のとおり、税務署に報告したいとするものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>7番 志田推進委員どうぞ。</p>
志田推進委員	<p>7番の志田です。</p> <p>去る4月26日に現地調査等により確認を行いました。</p> <p>対象の特例農地は適正に管理されておりましたので、納税猶予の20年</p>

議長	<p>の満了を迎えるにあたって特段問題ないと思われま す。 委員の皆さまのご審議，よろしくお願 いいたします。</p> <p>一括して質疑を行います。 質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め，質疑を終わります。 これより議案第4号について，討論・採決 を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め，討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第4号について，原案のとおり回答 することに賛成の農業委員の挙手 を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手，全員であります。 よって，議案第4号については，原案 のとおり回答することに決定しま した。</p>
議長	<p>議案第5号 八千代市農業委員会活動 の点検・評価及び活動計画等の策 定の件，事務局より概要の説明を願 います。</p>
局長	<p>議案書は，5ページとなります。本件 は，農業委員会法第37条及び「農 業委員会による最適化活動の推進等 について」により，「農業委員会は， その運営の透明性を確保するため， 農林水産省令で定めるところにより， 農地等の利用の最適化の推進状況， その他農業委員会における事務の 実施状況について，インターネット の利用その他の適切な方法により公 表しなければならない。」と規定さ れており，前年度の活動に対する自 らの点検・評価と，今年度の目標と その達成に向けた活動計画を取りま とめて，市のホームページ等にて 公表することとなっています。 そのため，今総会において令和3年 度の活動の点検・評価及び令和4年</p>

<p>事務局</p>	<p>度の目標の設定を行いたいとするものです。</p> <p>具体的な内容については、担当から説明をいたします。</p> <p>事前に送付させていただきました、右上に別紙1と書かれた議案第5号をご覧ください。ご用意いただけましたでしょうか。それでは内容についてご説明いたします。</p> <p>1ページをご覧ください。1ページから8ページまでは「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」になります。こちらは、令和3年度の活動計画に対し、実績や評価を記載したものになります。1ページの「Ⅰ 農業委員会の状況」については、令和3年度の活動計画を定めた際の数字です。</p> <p>2ページをご覧ください。こちらは、「Ⅱ 担い手の農地利用集積・集約化」の項目となります。2ページ中ほどの、「2 令和3年度の目標及び実績」については、集積目標288.44ヘクタールに対し、集積実績が278.98ヘクタールで、うち新規実績は0.54ヘクタール、達成状況は96.72パーセントとなっております。この数値につきましては、農政課から提供されたものを使用しております。その下、「3 目標の達成に向けた活動」については、実績として12月に遊休農地に対する意向調査を、1月から3月にかけて農地台帳調査と意向調査の結果を基に利用集積可能な農地の集計を行っております。「4 目標及び活動に対する評価」については、農地の出し手については確保できたが、受け手の確保が十分にはできなかったとしました。</p> <p>3ページをご覧ください。「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」について、こちらの数値には法人雇用や親元就農は含まない、純粋な新規就農者のみがカウントされます。一番下の「4 目標及び活動に対する評価」をご覧ください。目標に対する評価は、就農者の希望に沿う農地の確保が難航し、目標の3経営体の新規参入には至りませんでした。活動に対する評価は委員の働きかけによって、令和3年度内の参入には至らなかったものの、令和4年度の参入に向けた準備を進めることができました。4年度も引き続き委員の皆様のご協力をお願いします。</p> <p>4ページをご覧ください。「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」について、「2 令和3年度の目標及び実績」は、解消目標の5ヘクタールに対し、解消実績は17.89ヘクタールでした。大幅に解消した原因は、桑納川沿岸の再基盤整備事業が採択され開始されたことや、調査時期を1か月延長した事で、秋口に草刈する方の農地が解消扱いになったことが挙げられます。</p> <p>5ページをご覧ください。「Ⅴ 違反転用への適正な対応」について、「1</p>
------------	---

現状の違反転用」は、違反状態を解消できませんでした。「2 実績」については、令和3年7月に新たに違反転用が発見され、0.07ヘクタールの増加となり、全体で0.47ヘクタールの面積となりました。令和2年度、令和3年度に発覚した違反転用については、文書で是正勧告を行い、改善が見られなかったため、知事に対し、必要な措置をとることを要請しました。

6ページをご覧ください。「VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」について、「1 農地法3条の基づく許可事務」は8件ありました。「2 農地転用に関する県許可案件の事務」は58件ありました。

7ページをご覧ください。「3 農地所有適格法人からの報告への対応」については、12法人中、報告済みが11件、期限内に報告がなかったため督促を行い提出があった法人が1件となっております。「4 情報提供等」については、記載のとおりとなります。

8ページをご覧ください。「VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」については、昨年9月に市長へ提出した意見書の内容を記載しております。「VIII 事務の実施状況の公表等」については記載のとおりです。

以上が令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の説明となります。

9ページをご覧ください。9ページから11ページまでは、「令和4年度最適化活動の目標の設定等」になります。国からの通知により、今年度から、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定による農地利用の最適化推進について、より積極的な実施が求められるようになりました。現在、農業委員の業務と推進委員の業務の差別化が明確にはなされていないため、現場活動を主とする推進委員の活動内容について、目標を設定するようというものです。年度末には、推進委員の活動についての点検・評価を行います。これに伴い、活動計画の様式が大きく変更されました。推進委員が最適化活動を行う日数目標や、新規参入相談会への参加等の項目が追加されています。それでは、内容の説明に移ります。「I 農業委員会の状況」について、「1 農業委員会の現在の体制」は、変更ありません。「2 農家・農地等の概要」については、2020年の農林業センサス等を基に数値を入れております。

10ページをご覧ください。「II 最適化活動の目標」について、始めに、「(1) 農地の集積」ですが、現状、管内の農地面積は825ヘクタールです。これまでの集積面積は279ヘクタール、集積率は33.8パーセントとなっております。その下、令和4年度末の集積面積の目標は289ヘクタールで、うち新規集積面積を10ヘクタールとしております。これは、近年の活動計画を踏まえて設定しております。次に「(2) 遊休農地の解消」

については、現状は、1号遊休農地が75.66ヘクタールあります。1号遊休農地については、基盤整備事業等によって圃場の生産性を向上させる必要があります。現在、麦丸地区においては、基盤整備事業についての話が出ているとのこと。農業委員会としては、基盤整備事業の実施に向け、地元及び市に対し、働きかけていくことを考えています。具体的には、地元委員から、事業の実施に向けた機運作りをしていただくこと、市と方針について協議すること等です。

11ページをご覧ください。「(3) 新規参入の促進」について、現状及び課題は、直近3年間の新規参入者が記載のとおりとなります。年によってばらつきはありますが、下限面積要件の緩和以降、八千代市への就農の相談件数は増えております。その下の目標は、直近3年間の権利移動面積で平均22ヘクタールになります。これは農地法第3条、利用権設定による所有権移転、貸借権設定の面積となります。

「2 最適化活動の活動目標」について、今年度より最適化活動の活動日数の目標を定めることとなりました。そもそも、最適化活動とは、大きく3つ①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進の取組となります。この活動日数の目標は月に6日としたいと考えております。6日という日数は、国からの通知にある目標設定の最低の日数となります。現在の活動方法を大幅に変えなくてはならないということではなく、日頃の活動について、しっかりと記録を残して見える化しようという趣旨になっております。活動日数について、これまでは月の活動日数が0日ということも時々見られましたが、農地の見回り等も最適化活動に該当するため、6日以上活動を毎月必ず達成するようにお願いします。先ほどもご説明したとおり、農業委員と推進委員の差別化も目的となっているため、目標日数については、推進委員のみに適用されます。ただし、農業委員会全体として、活動を積極的に行っていくことが必要と考えるため、農業委員におかれましても、6日程度の目標達成に向け、活動記録簿への記入を欠かさないようにお願いします。詳しくは、総会終了後の活動記録簿についての説明でお話しします。

中ほどにあります「(2) 活動強化月間」についてですが、12月から2月の台帳調査の際に、今後の農地利用について聞き取りを行い、意向把握に努めることとします。

最後に「(3) 新規参入相談会」についてですが、現在、市で主催している相談会はありません。また、県で主催している相談会は数が少ないため、八千代市農業委員会主催して開催するという案が総会運営委員会にてでました。予定としましては、10月頃に3日間、1日2、3時間ほど開催し、推進委員が1日4人程度参加していただく方向で提案いたします。詳

<p>議長</p>	<p>細については今後推進委員長等と相談しつつ進めていきたいと思ひます。進捗があり次第お知らせしていきますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上で議案第5号の詳細説明を終わります。</p> <p>この件については、総会運営委員会に諮られたので、立石勝則委員長より報告願ひます。</p>
<p>立石勝則委員</p>	<p>総会運営委員会 委員長の立石です。</p> <p>去る、4月7日、農業委員会総会終了後に令和4年度第1回総会運営委員会を開催しました。</p> <p>内容といたしましては、「昨年度の農業委員会の活動の点検・評価」と「今年度の活動目標の設定」について、事務局で作成した原案をもとに審議しました。</p> <p>今年度の活動目標については、国からの通知で、様式が変更となり、推進委員等が最適化活動を行う目標日数等を定めることとなりましたので、農地利用最適化推進委員長と副委員長にも出席していただきました。</p> <p>最適化活動を行う目標日数につきましては、国から推奨されている最小の日数が1か月当たり6日間だったので、これを採用しました。</p> <p>あくまで目標なので、忙しいときは、「自分の田んぼに行く途中、まわりの農地の無事を確認した」など、比較的簡単にできる取組みを記録してはどうかということになりました。</p> <p>また、新規に就農を希望する人が、直接委員に相談できる相談会を開催してはどうかという提案があり、開催期間は1日程度ということなのですが、せっかくなら数日間開催して、委員が交代で相談に乗るような形のほうが良いのではないかということになりました。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。それでは、この議案第5号につきまして、質疑を行います。新たな目標を設定することになっておりますので、特に推進委員の皆さんには関わりが出てきます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>10番 立石勝則委員どうぞ。</p>
<p>立石勝則委員</p>	<p>10番 立石です。月の目標日数は6日ということで、私もこれを初めて聞いたときは驚いたのですが、このことについて意見が出ればありがたいと思ひます。</p>

議長	事務局に質問ですが、月に6日という目標は、一応ノルマ的なものですよ。
事務局	はい。
議長	確実に6日を超えなければ、何か問題があるのですか。例えば年間を通して月平均6日を超えていけばオーケーだとか、そのへんはどうなっていますか。
事務局	先ほど申し上げたとおり、自分の圃場に行く際に隣の農地を見て、遊休農地化していないことを確認したということも最適化活動に入れて良いということで、活動記録簿をちゃんと付けて「見える化」することが国の趣旨となっております、年間を通して平均で月6日ということと、活動日数が0日という月をなくすことが国から言われていることなので、必ず達成していただきたいと思っております。
議長	月に6日間という目標が明記されなければいけないということですか。
事務局	はい、そうです。
花島委員	達成できなかった場合のペナルティはあるのでしょうか。
事務局	交付金の算定に影響します。
花島委員	世間では週休4日制という話も出ている中で、年間72日の活動は逆行しているようにも見えるのですが。
立石勝則委員	6日というよりも6回と認識したほうが良いと思っております。
議長	農地の見回りについて、具体的にどこの農地を見たか記載しなければならないのですか。
事務局	はい。
議長	そうすると、昨日見た農地をまた今日も見たというのは不自然になりませんか。

事務局	特に地番までを記載する必要はないので、自分の圃場に行く途中に、周りの農地を確認したと書いていただければ結構です。
議長	毎日違う所を見たということになるのですね。
事務局	はい。
議長	特に推進委員の皆さんは直接活動記録簿に書くことになりますので、聞いておきたいことはありませんか。 3番 立石猛推進委員，どうぞ。
立石(猛) 推進委員	1か月6日というのは、1か月42時間労働というわけではないのですよね。
事務局	そういうことはありません。1回の活動時間は10分でも20分でも1日活動したということになります。
議長	ほかに質疑ありませんか。活動記録簿の書き方については、この後別途説明があるということだったので、できるだけ多く書けるような話がされるのですね。
事務局	はい。今までの、従来の活動記録簿は最大で10日分しか記載できないものでしたが、30日まで記載できるように変更しました。趣旨としては今の活動を大きく変えましょうというよりは、畑に行って隣も見ましたということも最適化活動にあたるので、それを記載して「見える化」しましょうということが趣旨になりますので、活動記録簿の記載を頑張っていたきたいというものになります。
市川委員	私の受け持つ地区は、少し車を走らせれば畑や田んぼがたくさんありますが、生産緑地が点在する市街化区域を受け持つ推進委員も同じ目標日数となるのでしょうか。
事務局	市街化区域が多い委員さんも同じ目標となります。
將司委員	自分の畑でも構わないのですか。
事務局	遊休農地の見回りなので、自分の畑の隣等にしていただきたいのですが。

議長	局長から発言があります。
局長	<p>申し訳ございません。6日という目標については、推定ですが、国も何日が妥当かというのは線を引きづらかったのだと思います。先ほど事務局から説明があったとおり、国が示している最低が6日ということだったので、八千代市の農業委員会についても6日を使ってみようということでのスタートになります。ですから皆さんが今後1年間活動していただく中で、例えば5日しか活動できなかった月があったというのは致し方ないことだと思います。八千代市の農業委員会として「目標は6日」ということで、是非ご協力をいただきたいと思います。</p> <p>また、農業委員会では運営にあたって、いくつかの交付金があるのですが、その交付金の一つは、推進活動が0日の推進委員がいた場合は、交付されないというペナルティが示されております。ですから、活動日数0日については避けていただいて、6日を目指して活動していただきたいと思います。</p> <p>最後に、活動記録簿の説明を総会後にさせていただきますが、その中で、日々の農作業をされている中の一部として推進活動に当たる部分もありますので、そこを漏らさず記録簿に記載していただくということが目的の一つでありますのでご協力していただき、またご意見などありましたら、毎月の総会の中で事務局へ言っていただく中で、記載方法や対応について検討させていただきたいと思います。</p>
議長	<p>ほかに質疑ありますでしょうか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり策定することに異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第5号については、原案のとおり策定することに決定しました。</p>
議長	<p>議案第6号 八千代市環境審議会委員の選任について 事務局より概要の説明を願います。</p>

<p>局長</p>	<p>議案書は、6 ページとなります。併せて、別紙2「議案第6号 八千代市環境審議会委員の選任」をご覧ください。</p> <p>八千代市環境審議会委員につきましては、現在、間野委員が委嘱されているところですが、その任期が令和4年6月17日に満了となることから、環境保全課より次期委員の推薦依頼がありましたので、黒澤推進委員を選任したいとするものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>この件については、総会運営委員会に諮られたので、立石勝則委員長より報告願います。</p>
<p>立石勝則委員</p>	<p>総会運営委員会 委員長の立石です。</p> <p>ただ今、事務局から説明のあったとおりですが、環境保全課より、八千代市環境審議会委員の任期満了に伴う次期委員の推薦の依頼がございました。</p> <p>これを受けまして、本日、令和4年度第2回総会運営委員会を開催しまして、次期委員の選任について協議をいたしました。その結果、黒澤推進委員にお願いしたいということで意見がまとまり、推薦することとなりましたので、報告いたします。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今、総会運営委員会から意見がありましたが、議案第6号について、原案のとおり選任することに異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議案第6号については、原案のとおり決定しました。黒澤推進委員におかれましては、よろしく願います。</p>
<p>議長</p>	<p>報告第1号 会長決裁事項の報告について、農地法第18条の件、事務局より報告を願います。</p>
<p>次長</p>	<p>報告説明</p>
<p>議長</p>	<p>この件につきまして、質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>

	<p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>報告第1号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>報告第2号 事務局長専決事項の報告について、農地法第4条届出書の件、事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明</p>
議長	<p>報告第2号については、報告のとおり届出があり、受理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>報告第3号 事務局長専決事項の報告について、農地法第5条届出書の件、事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明</p>
議長	<p>報告第3号については、報告のとおり届出があり、受理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。</p> <p>次に、事務局より連絡事項があります。</p>
次長	<p>連絡事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○『農業委員・農地利用最適化推進委員のための千葉県耕作放棄地対策マニュアル（改訂第3版）』の配付について ○加入推進名簿の回収について ○農業委員会活動記録簿の回収について ○議案書及び現地調査結果報告書について ○次回の総会について <ul style="list-style-type: none"> 6月6日（月）午後1時30分から 市役所 新館2階 第1・2会議室 ○次回の現地調査について <ul style="list-style-type: none"> 5月30日（月）担当委員：將司委員，鈴木正範委員 午後1時15分に事務局へ集合

議長

以上で令和4年第5回総会を閉会します。